

都市ガス供給仕様書

1. 件名

和歌山市役所 本庁舎・東庁舎で使用する都市ガス供給契約

2. 概要

(1)需要場所 和歌山市役所本庁舎・東庁舎（和歌山市七番丁 23 番地）

(2)用途 空調系統、ボイラ系統、低圧系統

3. ガスの仕様

(1)ガスの種類 都市ガス 13A

(2)供給熱量 45MJ/m³

(3)供給圧力 中圧及び低圧

(4)ガス供給地点

供給地点特定番号	引込圧力	負荷計測器	メーター号数	系統
00212600072246302	中圧	有り	3 5 0	空調系統
00212900072246306	低圧	有り	1 0 0	加湿用ボイラ系統
00212700072246300	低圧	無し	3 0	本庁舎空調系統
00212200072246400	低圧	無し	3 0	本庁舎空調系統
00212300072246408	低圧	有り	4	本庁舎空調系統
00212400072246406	低圧	無し	3 0	本庁舎空調系統
00212000072246404	低圧	有り	5 0	本庁舎空調系統
00212700072246409	低圧	有り	1 0 0	東庁舎空調系統

4. ガス使用量等

(1)契約年間使用量: 1 0 0, 2 9 2 m³

（契約で定める 1 年間の契約月別使用量の合計量をいう）

(2)契約最大使用量: 1 8 4 m³/h

（契約で定める 1 年間を通じた 1 時間当たりの最大の使用量をいう）

(3)契約年間引取量: 7 0, 2 0 5 m³

（契約で定める甲が 1 年間において最低引き取らなければならないガス量をいう）

(4)契約月別使用量: 別紙「予定ガス月別使用量」のとおり

(5)契約最大需要期使用量: 3 0, 5 2 4 m³

（契約最大需要期使用量とは、令和 8 年 3 月、4 月の使用量及び令和 9 年 1 月、2 月の使用量の合計等をいう。）

5. 供給期間

令和8年3月2日から令和9年3月1日までとする(1年間)

(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日についても、定例検針日に合わせて変動するものとする。)

6. ガス料金の算定基準

(1)原料価格の変動に応じて、単位料金の調整を行う場合は、各社が設定する供給条件にもとづき、単位料金を算定するものとする。また、入札時のガス料金は、全日本通関統計値の2025年6月～2025年8月の公表値の平均原料価格(LNG85,020円/t、LPG80,400円/t)を用いて算出するものとする。

(2)料金の算出にあたり適応する託送供給料金は、当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款によるものとする。

(3)ガス料金には消費税等相当額を料金に反映させるものとする。

7. 原料費料金単価の調整

(1)原料価格の変動により単価調整を行う場合は、受注者の供給条件に基づき改定できるものとする。

(2)単価調整を行う場合は、受注者の供給条件に基づき入札時および請求時の原料費料金の算出資料を提出するものとする。

8. 契約年間使用量の増減

和歌山市役所 本庁舎、東庁舎におけるガス使用量は、都合により契約年間使用量を上回り、又は下回ることができる。

9. 契約年間取引量の未達

契約年間取引量に満たない場合に補償料の支払いが発生した場合、供給条件に基づき受注者は需要者に精算額を請求することができる。

10. ガスの安定供給

受注者は、和歌山市役所本庁舎・東庁舎におけるガスの安定供給をはからねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申し出ができる。

(1)ガスの需要上やむを得ない場合

(2)一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備に故障が生じ又は生じる恐れがある場合

(3)一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合

(4)天災地変等の場合

(5)その他保安上必要がある場合

11. ガス使用の計量および検針日

(1)各月のガス使用に係る計量は、一般ガス導管事業者が設置した計量器により、一般ガス導管事業者が検針および算定された数量とする。

(2)各月の検針日は、2. 概要(2)の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者が

定める託送供給約款およびその他受注者が定める供給条件等に規定する定例検針日とする。

(3)使用期間は、原則定例検針日の翌日から翌月の定例検針日までとする。ただし、検針日が毎月末日となる場合は、各当月1日から当月末日までとする。

12. ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。

13. 保安業務及びメンテナンス業務

(1)受注者および一般ガス導管事業者は、需要者に内管の保守に関する連絡先を伝達すること。

(2)受注者は、ガス消費機器について、ガス事業法、政省令に定める保守責任を負うものとする。

14. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報及び事項については、業務上必要な場合を除き、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

15. その他

本仕様に定めのない事項については、受注者の定める供給条件等によるものとし、供給条件等に定めのない事項については、需要者および受注者間の協議により定めることとする。

以上

予定ガスマ月別使用量

月別(検針月)	中圧	低圧	ガス使用量計	最大ガス 使用量
3 月	4,342	5,185	9,527 m ³	184 m ³
4 月	1,489	3,286	4,775 m ³	
5 月	87	2,231	2,318 m ³	
6 月	0	2,936	2,936 m ³	
7 月	1,384	4,975	6,359 m ³	
8 月	9,868	7,702	17,570 m ³	
9 月	10,484	7,982	18,466 m ³	
10 月	7,226	7,169	14,395 m ³	
11 月	0	5,013	5,013 m ³	
12 月	38	2,673	2,711 m ³	
1 月	998	4,020	5,018 m ³	
2 月	5,329	5,875	11,204 m ³	
合計	41,245	59,047	100,292 m ³	